

【忠岡町障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）におけるパブリックコメントの回答】

【資料1】

質問番号	対応ページ番号	意見	回答
1	p 20, 21	アンケート結果について、自宅が主な日中の活動場所となっている人が「46%」となっており、外出がしていない（できない）原因を聞き取って、地域活動の促進に尽力すべきでは。また、サービス未利用の方が「44%」おりほぼ同様の割合となっているが、町としてはどう考えているか。	貴重なご意見ありがとうございます。次期計画策定時のアンケート調査項目の追加について、アンケートの答えやすさ、回答率見込との兼ね合いも含め、検討させていただきます。サービス未利用の割合については、自宅の割合とどこまでの因果関係があるのか現時点ではわかりかねますが、ご意見のとおり、様々な原因による日中活動の場とのミスマッチによって自宅にしか居場所のない方も少なからずいらっしゃると思いますので、忠岡町としては、障がい福祉サービスで支給可能な日中活動の場のみならず、地域生活支援事業、その他町社協等の自宅以外でも安心して過ごせるような場の周知を行っていきます。
2	p 26	「不安に感じていること特にない」の割合が「0%」であることに對し、町としてはどのように考えているか。	児童のアンケートについては、各種手帳の所持者、自立支援医療（精神通院医療）又は、障がい児通所サービスの受給者を対象に114名の児童に実施したのになります。町としては「0%」であることに對してはアンケートの結果としては非常に意義のあるものであると考えます。なぜならば、アンケートの質問内容が「発達に不安を持つ子どもが暮らしやすくなるために特に重要と思うこと」でありますので、各児童の支援者様がその障がい特性と向き合いご理解いただいたうえで、ご意見を上げてきていただいているものと想定できますので、今後の指標になるかと思われます。
3	p 29	研修の数値目標が「1人／年」となっているが、5年度までの実績である「3人／年」に対して、控えめではなかったのか。	障がい福祉サービスの担当者が1名体制のため、その1名には必ず受講が必要であるということで「1人／年」と設定させていただいております。しかし、担当者のみ受けられるというものでもないのので、他の障害係も受講しての実績となっております。また、次期計画よりは「3人／年」とさせていただいております。

4	p 33	自立支援協議会（就労支援部会）が整備された暁にはどのような運用となるのか。	泉大津・忠岡町地域自立支援協議会において、雇用、福祉等の関係機関の集まる就労支援部会を設置し、各市町の課題整理や情報の収集に努めるとともに、障がいのある人が企業で働くにあたって、障がいのある方に対する正しい知識や、合理的配慮等の周知啓発に努めて参りたいと思います。
5	p 44, 45	就労継続支援B型事業所の利用人数並びに、共同生活援助サービスにおける知的障害者の利用人数の増加に対して、一定のサービス提供量を確保できるのか。	サービス量の確保については、ご意見内にもある通り町内のみでは、単に数だけで考えても確保が難しい可能性はあります。また、個々人の障がい特性にマッチした事業所となると尚の事、確保が困難であることが想定されます。しかし、障がい福祉サービスの支給という観点におきましては、町内のみで完結しなければならないということではなく、近隣市町村で十分に確保できているものと考えております。
6	p 46	令和7年度より、就労選択支援が開始となるが、忠岡町での体制整備はどのように考えているのか。	近隣市町村と連携し、サービスの確保や情報の収集に努めてまいります。
7	p 57	自発的活動支援の趣旨の掲載はあるが、具体的な取り組み内容は何か。	本町の場合は、社会活動支援として、忠岡町身体障害者福祉会及びしょうがい支援福祉会等の関係団体が行う自発的な活動に対し、忠岡町より補助金の交付させていただいております。団体の行う自発的な活動の中には、障がい者等が、仲間と話し合いを行い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障がい者等に対する社会復帰活動の支援などが想定されます。

8	p 63	令和4年度よりの訪問入浴の利用人数の減少に合わせて、全体的な利用量の底上げをしてはどうか。	個別ケースでありますので、十分な聞き取りを行い、判断し、支給量の決定をしてまいります。
9	p 67, 68	基幹相談支援センターの設置が「無」になっているのは国の方針に反しているのでは。	現在、大阪府のアドバイザー派遣制度を利用し、地域課題を見つけていくため、市町村相談支援事業所や指定特定相談支援事業所などから聞き取りの調査を行っています。また、その準備期間として2年間（令和6、7年）は「無」としており、令和8年度に「有」として計画を進めいているところでございます。
10	p 70	児童発達支援センターの設置を民間ではなく直営にし、早急に設置すべき。	現状は、忠岡町にお住いの児童については貝塚市にあります「こどもデイケアいずみ」を利用しております。しかし、距離が離れているため、安心して子供を預けたり、気軽に相談することが難しいというご意見もございますので、引き続き調査研究を進めてまいります。
11	p 71	児童発達支援の支給量に対する、前期計画の見込量が実績値から見ると、極端に低めに設定されていたかのように見受けられるが、策定時の経緯をご教示願いたい。	数値の誤植であったため修正いたしました。

12	p 71, 72	放課後等デイサービスの支給量に対する、国庫負担基準に基づいたサービスの日数の制限により、次期計画の見込量が低めの数値に設定されているように思われるが、如何か。 また、希望者にはその制限を適用外にすべきでは。	次期計画の見込み量の算出については、前期計画の実績値と各年の伸び率を算出し設定しております。国庫負担基準に係る調整を行ってはありません。また、厚生労働省が示す放課後等デイサービスの支給量につきましては、あくまで原則の日数というお示しであり、事務処理
13	該当ページなし	計画策定のための協議会は何回開催されたか、また議事録の公開をお願いいたします。	協議会は全4回の開催となっており、議事要旨につきましては、遅くなりましたが、現在忠岡町ホームページにて公開させていただいております。
14	該当ページなし	「基幹相談支援センター」並びに「児童発達支援センター」の早期設置に尽力すべきでは。	9, 10と同様。